

平 2 1 教 安 体 第 2 5 2 号
平成 21 年(2009 年)5 月 19 日

山口県学校保健連合会長
山口県医師会長
山口県学校薬剤師会長 様
健康増進課長
学事文書課長

山口県教育庁学校安全・体育課長

咽頭結膜熱（プール熱）に関する対策について（通知）

このことについて、本年度も水泳のシーズンとなり、咽頭結膜熱（プール熱）の流行が予想されます。

については、別添のとおり各市町教育委員会及び県立学校あて送付しましたのでお知らせします。

こども元気づくり班
担当 小 田
TEL 083-933-4685
FAX 083-922-8737



平 21 教安体第 252 号
平成 21 年(2009 年)5 月 19 日

各市町教育委員会学校保健主管課長 様

山口県教育庁学校安全・体育課長

咽頭結膜熱に関する対策について (依頼)

このことについて、学校における咽頭結膜熱の感染拡大防止のため、別紙「咽頭結膜熱(プール熱)について」を参照され、適切に対応されますよう貴域下各学校へ、周知方よろしくお願いいたします。

こども元気づくり班

担当 小 田

TEL 083-933-4685

FAX 083-922-8737



平 21 教安体第 252 号
平成 21 年(2009 年)5 月 19 日

各 公 立 高 等 学 校 長
県立高森みどり中学校長
県立下関中等教育学校長
各 県 立 特 別 支 援 学 校 長
様

学 校 安 全 ・ 体 育 課 長

咽頭結膜熱（プール熱）に関する対策について（依頼）

このことについて、学校における咽頭結膜熱の感染拡大防止のため、別紙「咽頭結膜熱（プール熱）について」を参照され、適切に対応されますようお願いいたします。

こども元気づくり班
担当 小 田
TEL 083-933-4685
FAX 083-922-8737

咽頭結膜熱（プール熱）について

1 咽頭結膜熱とは

咽頭結膜熱は、発熱、咽頭炎、結膜炎を主症状とする感染症で、プールを介して流行することが多いので「プール熱」とも呼ばれる。主な病原体はアデノウィルスで、感染経路は通常飛沫感染だが、プールでは結膜からの感染や経口的な感染も考えられる。病原体は患者・保菌者の糞便に排出されてプール水を汚染するので、プール水を常に塩素剤で消毒しておく必要がある。

潜伏期間は5～7日とされ、発熱、頭痛、食欲不振、全身倦怠感とともに、咽頭炎による咽頭痛、結膜炎にともなう結膜充血、眼痛、羞明（まぶしさ）、流涙、眼脂（めやに）を訴え、3～7日間程度持続する。結膜の炎症は、下眼瞼結膜に強く、上眼瞼結膜には弱いとされる。眼に永久的な障害を残すことはない。

2 学校での対応

- (1) 平素から出欠状況の把握と健康観察を十分に行うとともに、学校や地域における患者発生状況を把握する。下痢等の体調不良者は水泳をみあわせる。
- (2) 児童生徒及び教職員へ咽頭結膜熱に関する正しい知識と予防方法の周知を図る。また、普段から手洗いやうがいを励行し、ハンカチやタオルの貸借はしないなど、予防のための指導を充実させる。
- (3) 学校プールでの感染性眼疾患の発生の予防指導やプールの衛生管理に努める。
水泳前後のシャワーの励行や水泳終了後水道水で眼をよく洗うよう指導する。
タオルなど眼に触れるものの貸借をしないよう指導する。
結膜の充血、眼脂（めやに）等は充分チェックする。
プールの残留塩素濃度を常に0.4mg/ℓ～1.0mg/ℓに維持する。
- (4) 感染した場合
 - ・学校保健安全法で第二種に位置づけられており、主要症状が消失した後2日を経過するまで出席停止の措置をとる。ただし、病状により感染の恐れがないと認められたときはこの限りではない。
 - ・感染性の眼疾患は、医師の指示があるまで水泳禁止とする。
- (5) プールを介しての流行時の対応
プールを介しての流行時は、プールを閉鎖する必要もあることから、学校医、学校薬剤師に相談する。また、閉鎖時のプールの消毒、再開の時期についても相談のうえ、適切な対応を行なう。
- (6) アデノウィルスの消毒法
 - ・手指 … 流水と石けんによる手洗い、70～90%エタノール
 - ・器具 … 煮沸、次亜塩素酸ソーダ（金属類には不可）